

令和 2 年 6 月例会次第（令和 2 年 6 月 27 日開催）

1. 会長挨拶

2. A 会員新規入会者のご挨拶

南草津あおぞらクリニック 院長 金井 俊平 先生 令和 2 年 6 月 1 日付
消化器内科、内科、外科、肛門外科 草津市南草津三丁目 4 番 3-3

3. 報告事項

【会員の状況】 令和 2 年 5 月

(1) 会員の状況（令和 2 年 5 月）

A 会員：137 名、 B 会員：164 名、 合計：301 名

【総 務 部】

[総 務]

- (1) 栗東市より「薬剤に係る介護予防事業」に関する周知及びご協力について（依頼）
(総務資料 1) p. 1
- (2) 湖南広域休日急病診療所診療体制について (総務資料 2) p. 4
- (3) 休日急病診療所における小児科の「保護者の家庭内トリアージ力に関する調査」への協力依頼について (総務資料 3) p. 5
- (4) 学校医による児童生徒の定期健康診断等の実施について (総務資料 4) p. 6
- (5) 令和 2 年度広域災害時の医療救護班副班長について (総務資料 5) p. 9
各地区における診療所の輪番制としている。昨年度の副班長が今年度は班長となる。
- (6) 湖南圏域「診療情報提供書・健康診断書」様式の見直しについて(周知依頼)
(総務資料 6) p. 10
- (7) 令和 3 年度地域医療介護総合確保基金(医療分)にかかる事業提案について(依頼)
(総務資料 7) p. 15
- (8) 令和 2 年度農薬危害防止運動の実施について(通知) (総務資料 8) p. 19
- (9) 滋賀医科大学 制限していた手術、処置、検査、内視鏡等の再開について
(総務資料 9) p. 21
- (10) 病診連携の推進にかかる意見交換会の開催中止について (総務資料 10) p. 28

(11) 守山市子ども医療費の助成制度拡大について

(総務資料 11) p. 29

(12) 「令和 2 年夏の交通安全県民運動」の実施について(通知)
例会資料に同封

(総務資料 12) p. 32

(13) 草津市在宅医療・介護連携のコーディネータの退職の件

看護師 木下 麻裕子さん 令和 2 年 6 月 15 日付にて退職。

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 161、162」について

事故事例及び事例が発生した医療機関の取り組みを以下のとおりお知らせするので、参考に
していただきたい。

①No. 161 「パルスオキシメータプローブによる熱傷」について

パルスオキシメータプローブにより熱傷をきたした事例が 7 件報告されている（集計期
間：2015 年 1 月～2020 年 2 月）。

＜参考：事例が発生した医療機関の取り組み＞

- ・パルスオキシメータプローブの添付文書で装着時の注意事項を確認し、記載された時間
を目安に装着部位を変更する。
- ・パルスオキシメータプローブの装着部位を変更した際、装着していた部位の皮膚の状態
を観察し、記録する。

②No. 162 「ベッドへの移乗時の転落」について

スライダなどの移乗補助器具を使用した移乗の際、ベッドが動いて患者が転落した事
例が 9 件報告されている（集計期間：2016 年 1 月～2020 年 3 月）。

＜参考：事例が発生した医療機関の取り組み＞

- ・移乗前にベッド・ストレッチャーを固定し、確実に固定されていることを確認する。
- ・移乗時、介助者は適切な位置につく。
- ・スライダなどの移乗補助器具の使用方法を周知する。

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」

<http://www.med-safe.jp/>

(2) 日本医師会「健康食品安全情報システム」事業について

本事業は、日本医師会がかかりつけ医機能を推進するため、会員から提供された患者からの
相談や日常診療で知り得た健康食品による健康被害情報を会内で検討のうえ、対応策等を診療
現場に還元して役立てていただくことを趣旨としている。

ついては、今般、会内「健康食品安全情報システム委員会」において 1 件の情報提供に
関する判定を行ったので、詳細は下記ホームページにてご確認願いたい。

また、日常の診療を通して、「健康食品」（特定保健用食品及び栄養機能食品を含む）に関す
る健康被害や疑いを覚知したときは、日本医師会まで情報提供をお願いしたい。

☆日本医師会「健康食品安全情報システム」事業

<http://www.med.or.jp/mshoku/index.html> （日本医師会メンバーズルーム内）

【保 険 部】

〔新型コロナウイルス感染症関連通知〕

日医ホームページ 新型コロナウイルス感染症特設ページ

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 20）
【日医常任理事通知（保 88）】（県医師会報 6 月号 22 ページに掲載済）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する Q & A について
【日医副会長通知（地 100）（健Ⅱ110）】（県医師会報 6 月号 20～22 ページに掲載済）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）
【日医常任理事通知（保 76）】
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱いについて
【日医常任理事通知（保 91）】（県医師会報 6 月号 24～25 ページに掲載済）
- (5) 新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る協力要請について
【日医発第 158 号（保 70）】（県医師会報 6 月号 26 ページに掲載済）

〔診療報酬改定関連通知〕

《改定関連情報掲載ホームページ》

①厚生労働省ホームページ「令和 2 年度診療報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

②日医ホームページ「診療報酬改定に関する情報＜令和 2 年度＞」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/02kaitei/>

- (6) 疑義解釈資料（その 15）について
【日医常任理事通知（保 89）】（県医師会報 6 月号 26～27 ページに掲載済）

〔改定関連、新型コロナウイルス感染症関連以外の通知〕

- (7) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第 161 号（保 73）】
（県医師会報 6 月号 27～32 ページに掲載済）（詳細は日医雑誌 7 月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (8) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第 188 号（保 83）】
（県医師会報 6 月号 32～34 ページに掲載済）（詳細は日医雑誌 8 月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (9) 高額医薬品に係る療養の給付費等の書面による請求について 【日医発第 169 号（保 75）】
（県医師会報 6 月号 32 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(10) 令和2年度労災診療費算定基準の一部改定について（6月改定分）

【日医常任理事通知（保86）】（県医師会報6月号34ページに掲載済）

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai_shinryouhi/kaitei.html

(11) 民法の一部を改正する法律等の施行について（診療報酬請求権の時効期間の扱い等について）

【日医常任理事通知（保61）】（県医師会報6月号34～35ページに掲載済）

〔その他〕

(12) 原子爆弾被爆者健康手帳の無効について

手帳番号	無効年月日	無効事由	備考
001256-7	R2.5.21	紛失のため	当該手帳紛失者は大津市錦織在住

（県医師会報7月号に掲載予定）

(13) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出の取扱いについて

（県医師会報6月号37ページを参照）

- ・届出対象の医療機関には近畿厚生局滋賀事務所から通知が届いているのでご確認願いたい

(14) 長期投与について

（県医師会報7月号に掲載予定）

- ・「1回14日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1回30日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で14日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方せんの備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

〔その他〕

(15) 再診料に係る地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算及び地域包括診療料・認知症地域包括診療料の施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件について

※標記施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件については、前回の施設基準届出時から2年毎に当該研修を受講したことを証明する書類を近畿厚生局滋賀事務所へ提出する必要があるので、前回H30年8月1日付け算定開始で届出受理されている医療機関にあってはご留意願いたい

☆「研修修了に関する届出」が3回目以降となる医療機関は、平成30年7月10日付け「疑義解釈資料（その5）」の問4も確認のこと

★研修要件を満たせない場合は辞退の届出を提出する

(16) 各種施設基準の届出について

- ・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい

☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階 TEL077-526-8114

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者への対応等について

下記ホームページ等で情報提供が行われています。

【新型コロナウイルス関連感染症（日本医師会）（随時更新）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

【新型コロナウイルス関連感染症（滋賀県医師会）（随時更新）】

<http://www.shiga.med.or.jp/update-information/page/2>

【現在の発生状況や院内感染対策に関する通知等が確認できるページ（随時更新）】

○新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症について（滋賀県の対応）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuza/309252.html>

○新型コロナウイルス関連情報について（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

【医療機関用資料（日本医師会）】

○新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド（第2版）※各地域医師会例会時に各診療所へ配布

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver2.pdf

○新型コロナウイルス感染症外来診療ガイドー役立つリンク集

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/link/yakulink.pdf

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/anzenkyusyoku/hoken/310418.html>

【文部科学省】※随時更新

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

○学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

○学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00011.html

○今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00012.html

○新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html

【産業保健部】

[産業保健]

(1) 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）掲載アドレス

【厚生労働省】※随時更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

・労働安全衛生法に基づく健康診断の実施について

事業者は労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられている。一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、延期することとして差し支えない。健康診断の実施時期を延期したものについては、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、できるだけ早期に実施することし、令和2年10月末までに実施し願いたい。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施。

(2) 産業医関連のお知らせ【日本医師会】

<http://www.med.or.jp/doctor/ssi/>

日本医師会 HP メンバーズルームへのアクセスについて

日本医師会 HP <http://www.med.or.jp/> [メンバーズルーム] をクリック

ユーザーID：日本医師会 ID 番号（日医雑誌が送付される際のビニール製封筒に貼付の宛名ラベルに記載された10桁の番号）

パスワード：誕生日（西暦の下2桁、月、日） 入力例）1950年4月1日生まれ → 500401

4. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

5/28（木）帰国者・接触者相談センターにおける「医療機関専用ホットライン」の開設について（通知）

5/29（金）新型コロナウイルス感染症発生届の提出時期について

5/30（土）医療貸付事業融資制度利用希望者に対する個別融資相談会の中止について

6/1（月）定期健康診断等による健康管理と体育活動の実施について

6/1（月）役員選挙の結果について

6/1（月）大津赤十字病院「ご紹介患者様担当医師名一覧表」

6/1（月）令和2年度地域リハビリテーション人材育成研修会参加者の公募について（ご案内）

6/2（火）感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について

6/2（火）「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」の一部改正等について

6/2（火）新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

6/3（水）【日医発】「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」の改定について

6/3（水）【日医発】医師会員へのメッセージ送付について

6/3（水）【日医発】「2019-nCoV（新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル）及び「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」の改定について

6/3（水）【滋賀医科大学付属病院】外来診察医予定表6月

6/4（木）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス

感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

- 6/4（木）新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）
- 6/4（木）滋賀県のエイズ対策に関連した情報提供等について
- 6/5（金）「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改定について
- 6/5（金）特定健診・特定保健指導実践者育成研修の周知について
- 6/8（月）狂犬病の流行地域により入国し当該疾病への感染が疑われる者の診療等に関する周知の徹底について（依頼）
- 6/9（火）滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について
- 6/9（火）新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）
- 6/11（木）新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について
- 6/11（木）新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について
- 6/11（木）新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について
- 6/15（月）蚊媒介感染症およびダニ媒介感染症の予防啓発および対策の推進について
- 6/19（金）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
- 6/19（金）フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）の死亡について
- 6/19（金）新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について
- 6/20（土）[SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン]の改定について
- 6/20（土）成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの構築に関する研究について（協力依頼）
- 6/22（月）腸管出血性大腸菌感染症多発警報の発令について（本年度1回目の発令）
- 6/22（月）「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2.1版」の周知について

5. 当医師会7月の行事予定表

（総務資料13）p.41

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. ゴルファープラン満期更新について

団体総合生活保険（ゴルファープラン）が、9月1日にて満期更新となります。
今年度より、引受保険会社（東京海上日動）の保険料率の改定に伴い保険料に変更がございます。
なお、加入者の皆さまへは個別に更新案内を6月中旬に送付しておりますのでご確認の程、よろしくをお願いいたします。

2. 医師賠償責任保険 追加オプションの補償拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえ、団体医師賠償責任保険の追加オプションである傷害担保追加条項へ、新たに「指定感染症追加補償特約」が追加保険料なしで自動付帯されました。これにより指定感染症である新型コロナウイルス感染症を補償の対象に含まれました。
是非、この機会に追加オプションへのご加入をご検討ください。詳細につきましては福祉課までご連絡ください。

3. 令和2年度在宅医療体制整備の助成について

県医師会よりご案内のとおり、今年度も在宅医療の体制整備について助成されます。今回は当事業を初年度（平成26年度）に利用された医療機関も再び助成の対象となります。ご案内に対象機器一例の冊子を同封しておりますので当組合購買課までご相談ください。

4. PCB処分期限について

高濃度PCBについて国が定める処分期日は来年3月31日までと迫っております。定められた期限までに処分をしないと改善命令の対象となります。詳細につきましては医協ニュース6月号に掲載しておりますのでご確認ください。

5. フェイスシールドの斡旋について

若干数ですがフェイスシールドを斡旋しております。1セット（10個組）3,200円になります。
（※別途消費税と送料800円が必要です）数に限りがありますのでご希望の方は早めに購買課までご連絡ください。

6. 第54期通常総代会報告

令和2年5月16日（土）に第54期通常総代会が開催され、上程された全ての議案について可決・承認されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、総代の皆様には書面出席にご理解、ご協力をいただきありがとうございました。

詳細につきましては医協ニュース6月号に掲載しておりますのでご確認ください。

7. 出資配当金のご案内

令和元年度分の出資配当金が確定いたしました。医療機関宛てにご案内を送付いたしますのでご確認の程お願いいたします。

お問い合わせ先：滋賀県医師協同組合 TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

新型コロナウイルス感染症への対応として、事務局職員による組合員方への訪問活動を当面の間、必要最小限とさせていただきます。お電話、FAX等を活用して滞りなく努めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

栗長発第 393号
令和 2年 6月19日

草津栗東医師会
会 員 各 位

栗東市長 野村 昌弘
＜ 公 印 省 略 ＞

「薬剤に係る介護予防事業」に関する周知およびご協力について（依頼）

入梅の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本市保健福祉行政についてご理解、ご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、本市では今年度よりびわこ薬剤師会に標記業務の一部を委託して、多剤服用や残薬、加齢に伴う薬剤の効き目など適正服用に係る市民啓発と個別相談を行う事業を予定しております。

今後、本事業で薬剤師が聞き取った内容によっては、薬剤師会会員の薬剤師からかかりつけ医に生活習慣の改善や多剤服用・重複服用の適正化に向け、服薬情報等を提供する場合がございます。その際には、薬剤師と連携してご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1、事業の実施要領 別紙のとおり

＜問い合わせ先＞

栗東市長寿福祉課 地域支援係 担当：村上
〒520-3088

栗東市安養寺1丁目13-33

連絡先 077-551-0198

令和2年度 薬剤に関する介護予防業務 実施要領

1. 背景と目的

高齢期になると服薬を必要とする者の割合も高くなり、多剤服用や残薬、加齢による薬物反応性が異なることなどにより健康や日常生活動作に支障をきたす場合があります。適正な服用は重要な課題である。また、日本薬剤師会が推進している健康サポート薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局のもつ基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を薬局が積極的に支援するものであり、健康づくりを支援する専門職の一つとして期待されている。そこで、市民に身近な薬局を、健康づくりが行える拠点として整備し、市民の健康づくり、介護予防を図ることを目的に実施する。

2. 実施主体

実施主体は栗東市とする。ただし、業務の一部をびわこ薬剤師会に委託する。

3. 業務内容

1) 住民主体の集い場での健康講座および健康相談業務

開催時期：随時。住民団体の依頼により調整。

時 間：1回当たり約1時間

場 所：自治会館、コミュニティセンター等

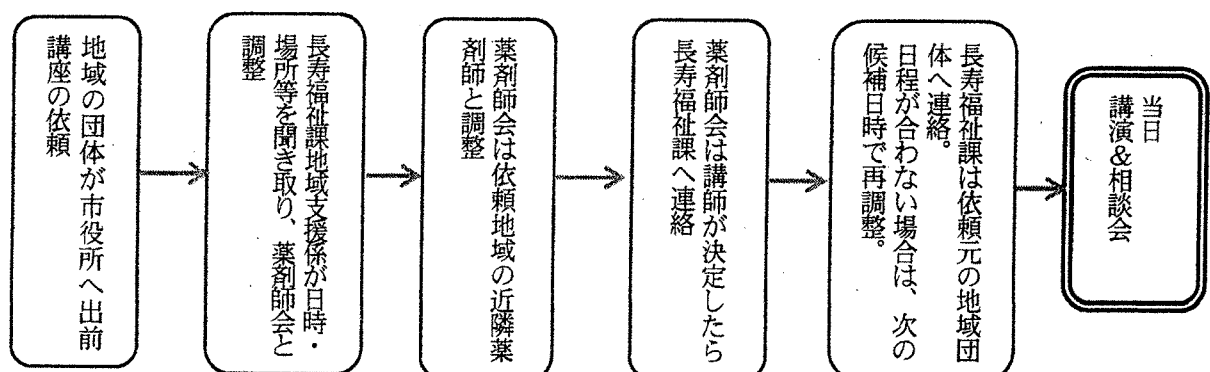
対 象：いきいき百歳体操や老人クラブなどまちづくり出前トークを利用する団体。

内 容：集団に対する講座…薬剤師が適正服薬、かかりつけ薬剤師、薬局の相談機能などについて約30～40分の講話。資料などを用い、高齢者に分かりやすい講話を行う。

個別相談…講座後、薬剤等の個別の相談に応じる。概ね30分以内とし、希望者が多い場合は相談者が利用している薬局へつなぐ。多剤服用や介護、福祉に関する相談があった場合は、本人の了承を得たうえで必要に応じ適切な機関へとつなぐ。

※ 適正な服用をアセスメントするにあたり、薬剤師はかかりつけ医と連携を図る。

・受付から現地での講座までの流れ



2) 薬剤に関する講演会および個別相談会

開催時期：年3回。秋頃開催予定。1回当たり2時間。

場 所：栗東市内の公共施設 3か所

対 象：高齢者

内 容：集団に対する講座…薬剤師が適正服薬、かかりつけ薬剤師、薬局の相談機能などについて約1時間の講話。

個別相談…講話後、薬剤等に係る個別の相談に応じる。1時間以内とし、人数に応じ一人当たりの相談時間は調整すること。希望者が多い場合は相談者が利用している薬局へつなぐ。多剤服用や介護、福祉に関する相談があった場合は、本人の了承を得たうえで必要に応じ適切な機関へとつなぐ。

※ 適正な服用をアセスメントするにあたり、薬剤師はかかりつけ医と連携を図る。

4. 参加費、相談料

自己負担なし

5. 周知

3. 1) に関しては、広報りっとう6月号に出前トークのメニューを折り込み。

3. 2) に関しては、広報お知らせ版だけでなく、リーフレットを作成し、地域包括支援センターやケアマネジャー、地域支え合い推進員、薬局を通じて配布予定。

6. 個人情報の保護

受注者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、滅失、損傷および改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理に努めるため、次の各号に掲げる事項を遵守して行う。

(1) 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報および業務上知り得た個人情報を受託業務以外に使用し、または第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(2) 受注者は、業務の処理上、知り得た対象者又は家族の秘密を漏らしてはならない。業務が完了した後も、また同様とする。

(3) 受注者は、業務上取り扱う個人情報について、その内容の漏えい、滅失、損傷および改ざんを予防し、安全に保管しなければならない。

(4) 受注者は、業務を遂行する過程で、個人情報の安全管理に関して事故が発生した場合は、適切な応急措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従い、復旧に努めなければならない。

(5) 受注者は、業務上取り扱う個人情報については、業務上必要がなくなったときは、発注者の指示に従い、確実かつ速やかに廃棄または削除しなければならない。なお、帳簿や記録に係る保存期間は事業終了後3年間とする。

6. 評価

講座への参加人数、個別相談件数、相談から服用内容の変更に至った件数

湖南広域休日急病診療所の診療体制調整会議

令和2年6月9日

・COVID-19の患者さんが出ていない状況が続いているので、休日診療所の診療体制を少し緩めて、院外あるいは車に行つての診療ではなく、院内での診療を行っていく。また県内でCOVID-19の発生があれば、強化する

・今冬のインフルエンザ診療について、休日診療所ではインフルエンザ迅速抗原検査は施行せず、臨床的にインフルエンザと診断した場合には、抗インフルエンザ薬(吸入薬は使わない)を投与する。ただし、COVID-19の可能性は否定できないことを説明し、症状の増悪などあれば、相談センタに連絡するなどして、コロナの検査を検討することを説明する。ホームページや掲示物などで周知し、患者さんに渡すようなチラシなども準備する。

・その際、診断書を要求された場合、インフルエンザ(COVID-19の可能性を否定できず)として発行する。

以上

2020年 6月 10日

湖南広域休日急病診療所

管理者 福田 正悟先生 侍史

保護者の家庭内トリアージ力に関する調査への協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本小児救急医学会・地域密着型家庭内トリアージ推進WGでは保護者が救急受診にいたる指標として、子どもの全身状態に注目しての調査を実施しています。

つきましては、貴診療所におかれましては診療業務がご多忙な折とは存じますが、当調査の趣旨をご理解いただくとともに救急外来における調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 日本小児救急医学会理事長
地域密着型家庭内トリアージ推進 WG 担当事務
京都第二赤十字病院 副院長・小児科部長
長村 敏生

学校医による児童生徒の定期健康診断等の実施について

令和2年度児童生徒の定期健康診断について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ、公平で安全に実施することが求められている。

今般、滋賀県医師会と滋賀県学校保健会が協議を行い、以下のとおり考え方を示すこととしたので、ご参考のうえ、学校保健活動にご理解ご協力いただくようお願いしたい。

学校健診には「家庭における健康観察を踏まえ、学校生活への支障の有無、疾病等をスクリーニングして健康状態を把握する」こと、並びに「学校における健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てる」という二つの目的がある。

基本的には従来のように、健診の際に養護教諭からの報告（保健調査票・学校観察情報等）を受け、問題のある児童生徒については、診察所見と併せて受診の必要性を判断する。

診察の具体的な手順等については、感染のリスクを考慮して以下のような方法で行う。

【診察の具体的な手順】

- 基本的事項「標準予防策の実施」：健診時は学校医および児童生徒がともにマスクを着用し、一人の診察を終わるごとにアルコールによる手指消毒を行う。
- 視診により、顔色、結膜、皮膚、姿勢等の異常をチェックする。
- 結膜の状態：眼瞼を翻転することはしない（もしも翻転する場合には直後にアルコールによる手指消毒を行う）。
- 口腔：「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（日本環境感染症学会）が示している『低リスク』を保持するためには、口腔の診察はしないことになる。しかし、学校健診では健康な児童生徒を対象とするため、必要な場合には一時的にマスクを外して口腔を観察してもよいが、その場合にはできるだけ短時間に行い、咳を誘発しないように注意する。
- 頸部の触診・胸部の打聴診：触診は、必要以外はできるだけ行わない。聴診器のチェストピースは毎回アルコールで拭く。
- 運動器検診：例年どおり、保健調査票や学校での様子を養護教諭がまとめておき、問題のある児童生徒について検診を行う。前屈検査については全員を対象とする。その際、正しく、スムーズに実施するために、学校は事前に児童生徒に対する説明と指導を行い、動作をよく理解させておく。

【実施体制】

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないよう、学校は以下のような対策を講じる。
 - ・ 児童生徒等及び健診に関わる教職員は、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
 - ・ 部屋の適切な換気に努める。
 - ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
 - ・ 健診の待ち時間においても、適切に児童生徒間の距離を確保するとともに、会話や発声をできる限り控えるよう指導する。
 - ・ 児童生徒が手を触れる場所はこまめに消毒を行う。

【内科検診等が早期に実施できない場合 等】

- 県教育委員会のフロー図（別紙）に沿って、家庭での健康観察、学校保健安全法に基づく保健指導、主治医への確認等が行われたうえで体育活動が実施されることになる。
- 心電図や胸部レントゲン検査を行わない学年で、それまでからすでに定期的に医療機関で管理されている児童については、健診前に医療機関を受診し、運動の可否や制限について主治医の判断を仰ぐよう学校が指導する。

※参考：日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会「小児の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状(2020年5月20日付)」より抜粋

- 1) COVID-19 患者の中で小児の占める割合は少なく、その殆どは家族内感染である。
- 2) 学校や保育所におけるクラスターはないか、あるとしても極めて稀であり、これまでの知見ではインフルエンザの場合とは異なり、学校や集団保育の現場でクラスターを起こして広がっていく可能性は低いと推定されている。
- 3) 海外のシステマティック・レビューでは、学校や保育施設の閉鎖は流行阻止効果に乏しいと推定され、教育・保育・療育・医療福祉施設等の閉鎖が子どもの心身を脅かしており、小児に関してはCOVID-19が直接もたらす影響よりも、COVID-19に関連した健康被害の方が問題と考えられている。

令和2年6月1日

滋賀県学校保健会会長 野村 康之
滋賀県医師会会長 越智 眞一

定期健康診断等による健康管理と体育活動の実施について（別紙）

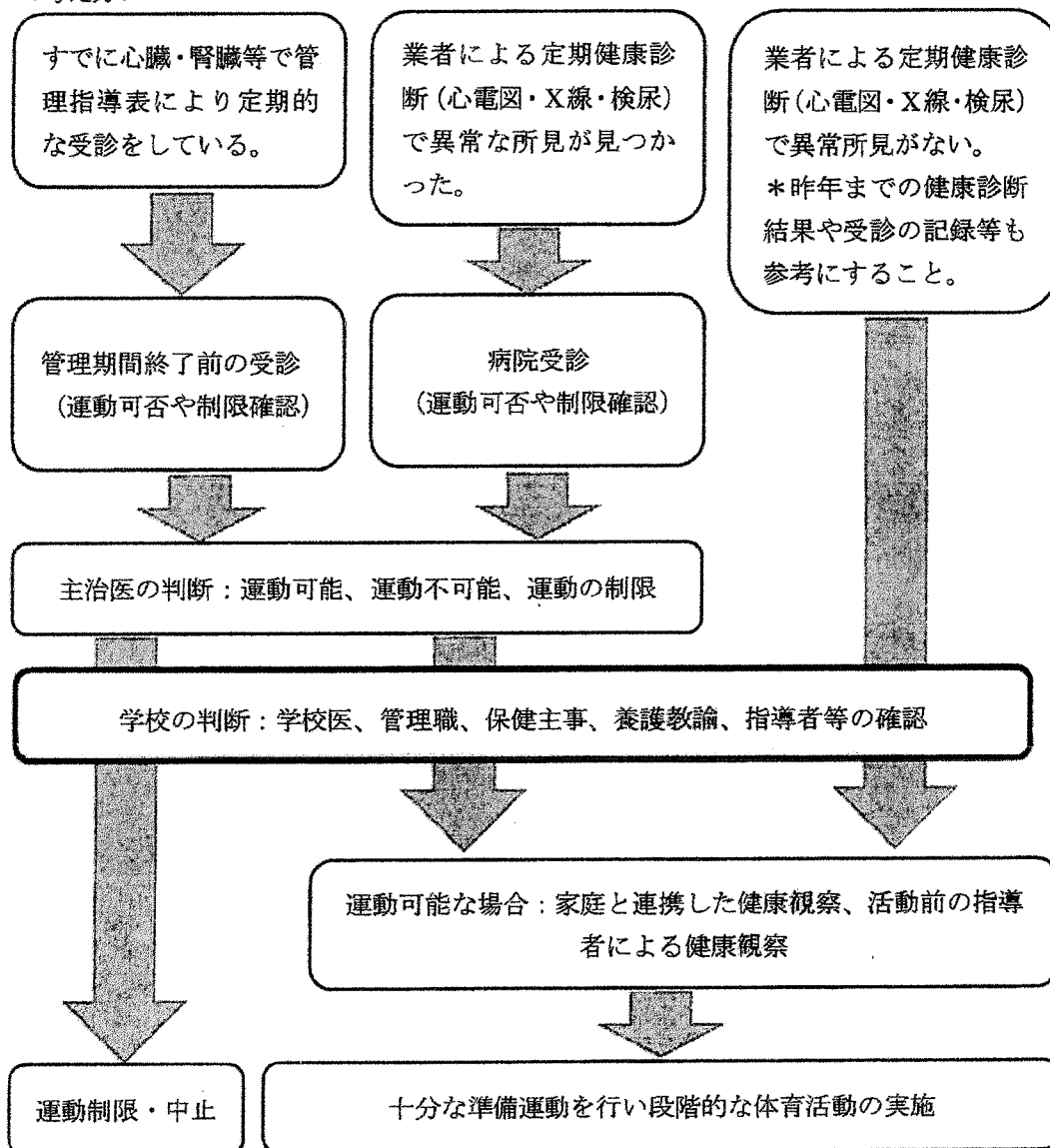
○健康診断委託業者による健康診断が未実施の学校は5月末から6月中に実施予定

●教育活動再開に向けた体育活動時の健康管理の考え方

<対象学年>



<考え方>

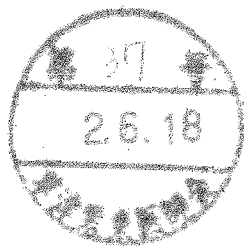


※しばらく、体育や部活動を行っていない状況を踏まえ、活動内容には配慮する。

※1年生の部活動は、業者による健康診断を終えてからの実施を基本とし、必要に応じて学校医と連携をする。

令和2年度 広域災害時の医療救護班一覧表

		班 長	副班長
草津地区	草津第二小学校 JR以东・新草津川以北	津田 道夫	新井 眞理
"	玉川小学校 JR以东・新草津川以南	久保田 真吾	薬師川 浩
"	笠縫小学校 JR以西・旧草津川以北	佐々木 康成	石田 洋一
"	老上小学校 JR以西・旧草津川以南	神田 則和	駒田 一朗
栗東地区		樋上 雅一	稗田 弘一
"		花田 芳郎	那須 準子
"		福井 徹哉	一瀬 葉子



滋 南 健 福 第 150 号
令和 2 年(2020 年)6 月 16 日

一般社団法人 草津栗東医師会長 様

滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）長



湖南圏域「診療情報提供書・健康診断書」様式の見直しについて（周知依頼）

平素は、湖南保健医療圏域（以下「湖南圏域」という。）の保健医療福祉行政の推進に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険サービス利用にかかる診断書については、南部健康福祉事務所管内においては平成 14 年 5 月から統一された「診療情報提供書・健康診断書」様式を使用されているところです。

しかし、この「診療情報提供書・健康診断書」様式は作成当時より見直しが行われることなく運用されているものであるため、感染症に対する現在の見識の反映およびサービス利用者の負担軽減、運用ルールの明確化を目的として、令和元年度に滋賀県南部介護サービス事業者協議会・湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会によって設置された検討部会において、医師会より頂いた意見等も踏まえて修正を重ね、別紙のとおり様式の見直しを実施されました。

については、新たに作成された「診療情報提供書・健康診断書」が運用ルールに則り効果的に使用されるため、貴医師会所属の医師に対して周知をしていただきますようお願い申し上げます。

事務担当	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 医療福祉連携係 吉川 〒525-8525 草津市草津三丁目14-75 TEL:077-562-3614 FAX:077-562-3533 E-mail : ea30500@pref.shiga.lg.jp
------	---

関係者 各位

湖南圏域「診療情報提供書・健康診断書」様式の見直し及び運用ルールについて

平成14年5月から介護保険サービス利用にかかる診断書については「診療情報提供書・健康診断書」に統一されています。様式の統一に当たっては、当時の湖南地域振興局の担当者から草津栗東医師会および守山野洲医師会ならびに管内の介護老人保健施設および介護老人福祉施設と協議を行い、了承が得られています（草津市ケアマネハンドブックより抜粋）

滋賀県南部介護サービス事業者協議会・湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会では、以下の内容を目的として検討部会を設置し、鋭意検討を行いました。

- 1 現在、感染症における見識の対応も変化しつつあり、様式そのものの見直しがないままに運用が図られている「診療情報提供書・健康診断書」であること。
- 2 「診療情報提供書・健康診断書」の取り扱いにおけるルールが明確化されていないこと。
- 3 サービス利用者への負担軽減を図り、スムーズなサービス利用に結びつくこと。

【国の見解】

健康診断書については厚生労働省のQ & A（平成13年3月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）に「主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものと考えられる。～中略～ ただし、この場合でも、利用申込者の負担軽減の観点からも、第一にサービス担当学会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった介護保険制度の活用に努めることが望ましく、事業者が、安易に健康診断書の提出を求めるといった取扱は適切でない。」という記載がある。

又、「居宅サービスにおいては、集団生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが～中略～ その費用の負担については利用申込者とサービス事業者との協議によるものとする。しかしそうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではない。」という記載もある。

【一般社団法人草津・栗東医師会および守山・野洲医師会について】

上記主旨目的、これまでの検討内容及び新様式について両医師会への報告を行い、様式及び運用のルール化の了承を得ることとなる。

【既存様式の有効について】

新様式に随時変更をしていく中で、ご利用者負担を鑑みることからも、既存様式についての有効期間を1年とし、2020年12月31日までとする。

なお、新様式への移行については、圏域保健所・湖南4市関係各課・湖南圏域医療介護関係団体において研修会等を通じ周知を図ることとする。

【運営上の主な留意事項】

1. 診療情報提供書・健康診断書を利用する場合

施設等が健康診断書提出を求めている場合にまでも本診断書を義務づけるものではなく、健康診断書が必要な場合のみ利用する。また、主治医意見書等により十分な情報が得られる場合は、本診断書は必ずしも必要としない。

2. 記載項目について

記載項目は医療情報、感染症を中心とし、胸部レントゲン撮影と肝炎ウイルス検査、介護サービス利用上の指示・留意事項とし、これらについても既存のデータがあればそれを利用する。感染症に関しては、記載医師が有用又は不要と判断した情報も含め、記載を行う。

3. 費用と保険診療の関係について

健康診断書の文書料並びに検査にかかる費用は自由診療であり、金額の統一は独占禁止法に抵触するので、各医療機関で患者の負担にならない程度で設定いただきたい。

健康診断書に代えて、あるいは健康診断書以外の情報について別途、日常診療で知り得ている情報を診療情報提供書で提供する場合は診療情報提供料を算定することができる。その場合、老健や介護療養型医療施設に対しては直接発行でき、特養の場合でも、その配置医師の所属する医療機関に対して発行することができる。

4. 運用方法

①本診断書は、原則記載日から1年間有効とし、記載の時点で複写することの同意を得ることとする。

②複写する際には必ず原本から複写する（複写の複写は不可）。複写したものに複写を実施した者の氏名、複写実施日、記載医師の同意確認日を記載し、捺印する。

③本診断書は、利用者本人か本人から委任を受けた介護支援専門員等が、健康診断書の記載を依頼し、原本を保管し、コピーの承諾を行う。介護支援専門員等は委任を受ける際に同意書（別紙参照）を利用者からもらい、記載の依頼等をする際に主治医に提示する。取扱いにあたって個人情報保護に十分注意する。

④現在圏域で使用（運用）している「診療情報提供書・健康診断書」（＝旧版という）については、期限（2020年12月31日）を定め廃止無効とする。

2020年 4月
滋賀県南部介護サービス事業者協議会
滋賀県湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会
一般社団法人草津栗東医師会
守山野洲医師会

診療情報提供書・健康診断書(介護保険サービス用)

作成日 年 月 日

氏名		男・女	明・大・昭	年	月	日生 (歳)
住所			電話	— —		

傷病名	感染症の有無/検査結果等 TPHA：－ ・ ＋ H B s 抗原：－ ・ ＋ H C V 抗体：－ ・ ＋ MRSA：検査不要 ・ － ・ ＋()
現病歴	過去に検出された耐性菌() 疥癬：なし ・ あり() 結核(既往)：なし ・ あり() 胸X線：正常・異常() 年 月(頃)

主な既往歴	時期	医療機関

使用中の薬剤(用量用法)

実施中の処置 ☐点滴 ☐褥瘡処置() ☐透析(血液・腹膜) ☐インスリン注射
☐酸素療法 ☐気管切開 ☐吸引 ☐人工肛門 ☐尿道カテーテル ☐経管栄養()
☐その他()

詳細・備考など ※特記すべき事項があれば記入して下さい。

介護サービス利用上の指示・留意事項	☐ 特になし	移 動()
摂 食()		運 動()
嚥 下()		排 泄()
血 圧()		入 浴()
内 服()		その他()

上記の通り診断する。		この診断書をサービス利用のため、複写し使用することに(☐ 同意する・ ☐ 同意しない)	
医療機関名			
所在地		医師名	印

複写は必ず原本から行い、複写したものに複写日・実施者を記載し捺印して下さい。
 なお作成日より 1 年以上経過したものは無効とする。

滋賀県南部介護サービス事業者協議会 2019年度 作成

同意書（委任状）

年 月 日

私は、介護保険施設の入所及び居宅サービス利用に必要な介護サービス共通健康診断書に係る以下の内容を、下記の介護保険施設及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委任します。

- ☐ 医療機関への介護サービス共通健康診断書の記載依頼
- ☐ 医療機関からの介護サービス共通健康診断書の受け取り
- ☐ 介護サービス共通健康診断書（原本）の保管
- ☐ 介護保険施設・居宅サービス事業所への介護サービス共通健康診断書の提示（複写の提出）

【本人】（本人以外が記入する場合は、代理人欄に必要事項を記入する）

住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

【代理人】（本人から見た続柄 _____ ）

住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

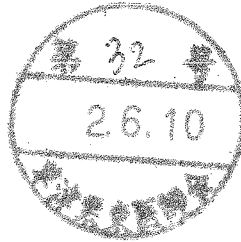
【介護支援専門員】

住所 _____

事業所名 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)



滋 草 保 第 5 6 3 号
令和 2 年（2020 年）6 月 5 日

一般社団法人 草津栗東医師会長 様

滋 賀 県 草 津 保 健 所 長

令和 3 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる事業提案について
（依頼）

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025 年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保等、課題に対応していくため、平成 26 年度に「地域医療介護総合確保基金」が県に設置され、毎年度、国から示される配分額の範囲内で計画に基づき事業を実施しているところです。

つきましては、令和 3 年度の県計画に位置づける事業の検討にあたり、新たな基金事業の提案を、別添のとおり募集いたします。

提案にあたっては、資料の募集対象事業および事業提案にあたってのお願いを御理解の上、下記期限までに草津保健所あて電子メールにより提出いただきますようお願いいたします。

なお、「各病院における 2025 年までのハード整備意向調査」につきましては、2021 年～2025 年までの予定を検討段階で結構ですので提出いただきますようお願いいたします。

記

(1)令和2年7月17日(金)まで

ア. 区分①に関する事業のうち、医療機関の施設・設備（ハード）整備

<提出書類>・「各病院における 2025 年までのハード整備意向調査 調査票」

・「令和 3 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」

イ. 区分②・④・⑥に関する新規事業

<提出書類>「令和 3 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」

(2)令和2年8月21日(金)まで

ウ. 区分①・②・④・⑥の事業すべて（(1)で提出した事業も含む）

<提出書類>「令和 3 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」

※令和 4 年度以降のハード整備については、事業提案調査票を提出いただく必要はありません。

添付：別紙（地域版）

別添 1～5

[問い合わせ先]

滋賀県草津保健所

医療福祉連携係 担当：吉川・松浦

〒525-8525 草津市草津 3 丁目 14-75

TEL：077-562-3614 FAX：077-562-3533

E-mail：ea30500@pref.shiga.lg.jp

令和3年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる

新たな事業提案の募集について

1. 事業提案募集の趣旨

- 本県では、地域医療介護総合確保基金（別添1参照）を創設した平成26年度に各医療機関・団体等から事業提案を募集し、それらも参考に県計画を作成の上、事業実施してきました。
- また、平成28年3月には「滋賀県地域医療構想」を策定し、医療需要の将来推計や構想区域（二次保健医療圏）ごとの課題・施策等についてとりまとめたところです。
- こうした経過を踏まえ、昨年度に引き続き、令和3年度（2021年度）の県計画に位置付ける事業の検討にあたり、地域課題の解決に向けた新たな事業提案を募集するものです。

2. 募集対象事業

- 地域医療介護総合確保基金（医療分）は、以下の①・②・④・⑥に該当する事業が対象となります。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の働き方改革の支援に関する事業 （仮称）（令和2年度より追加）

※原則として、国が示す事業例（別添2「地域医療介護総合確保基金（医療分）事業例」）に記載された事業またはこれらに準ずる事業が対象となります。

※区分⑥については、令和2年度より追加される予定であり、現時点で国から補助要件等の詳細が示されていませんが、該当するような事業があれば提案をお願いします。

※診療報酬、介護報酬および他の補助金等で措置されているもの（介護保険事業による在宅医療・介護連携推進事業等を含む）は本基金の対象外となります。

※ソフト事業は2/3補助、ハード事業は1/2補助となります。（継続事業は除く）

また、新規事業については原則として国の内示日（令和元年度は11月18日）以降に着手可能となります。

※なお、地域医療構想は精神科病床を対象としていないため、区分①において精神科病床のみの整備は本基金の対象外となります。

3. 募集期間・提出書類

（1）令和2年7月17日（金）まで

ア. 区分①に関する事業のうち、医療機関の施設・設備（ハード）整備

＜提出書類＞・「各病院における2025年までのハード整備意向調査 調査票」

・「令和3年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」

イ. 区分②・④・⑥に関する新規事業

＜提出書類＞「令和3年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」

(2) 令和2年8月21日(金)まで

ウ. 区分①・②・④・⑥の事業すべて

※(1)で提案した事業以外に新たに提案事業が無い場合は改めて提出する必要はありませんが、新たな提案がある場合は、(1)で提出した事業も含めて調査票を提出してください。

＜提出書類＞「令和3年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業提案調査票」

※令和4年度以降のハード整備については、事業提案調査票を提出いただく必要はありません。

4. 提出方法・提出先

(1) 提出方法

上記提出書類に記載の調査票に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

なお、「各病院における2025年までのハード整備意向調査 調査票」については、別添3の記入要領を参照し、「令和3年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業提案調査票」については、別添4の作成要領を参照して記入してください。

(2) 提出先

3.に記載の期限までに各圏域の保健所(地域医療構想調整会議事務局)までお願いします。

※ただし、大津圏域は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課までお願いします。

(3) 調査票等の掲載場所

- 調査票等については、県ホームページに掲載しています。また、これまでの県計画についても掲載していますので参考にしてください。

※ホームページ URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/300202.html>

(滋賀県HPから「一般の方」→「健康・医療・福祉」→「医療」→「助成・支援・援助」→「地域医療介護総合確保基金について」)

5. 事業提案にあたってのお願い

○ これまで実施していない新規事業について積極的な提案をお願いします。

＜区分①の事業について＞

- 区分①に関する事業のうち、「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」は、構想実現に向けた重点事業として促進していきたいと考えていますので、早期の取組について検討をお願いします。
- また、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用や病院の再編統合にかかる費用等も対象となっておりますので、検討をお願いします。(詳細は別添5「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」参照)

＜区分②・④の事業について＞

- 区分②・④の事業については、既にこれまでの県計画に基づき県全域を対象とした事業を実施しています。今回の事業提案募集にあたっては、これら既存事業の実施だけでは解決できない地域課題があり、その課題を解決するために必要な新規事業について提案をお願いします。(既に県の事業として行っている事業については、事業ごとに募集を行いますので、提案しないようにしてください。)
- 個別の病院に必要な事業ではなく、圏域単位で課題となっていることへの解決に向けた事業を提案していただき、地域医療構想との関係性を示してください。

6. 提案事業の取扱い

- 提案いただいた事業については、適宜事業内容等の確認をさせていただくことがあります。また、最終的には地域医療構想調整会議等にて提案者から地域医療構想との関連も含め事業内容を説明していただき、議論を行っていただくことが必要となります。
- 地域医療構想調整会議における議論は、遅くとも事業実施年度に、県から国へ計画を提出するまで（令和3年9月～11月頃）に行っていただくこととなります。
- 今回の募集は、令和2年度基金事業として国へ申請するための参考とするものであり、提案いただいた事業がそのまま県計画に記載され、実施事業となるものではありませんので御了承ください。

〔県庁担当課〕

滋賀県健康医療福祉部医療政策課企画係（担当：澤井）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3610 FAX：077-528-4859

E-mail：ef00@pref.shiga.lg.jp



滋 環 政 第 457 号
 滋 薬 感 対 第 789 号
 滋 農 経 第 444 号
 令和2年(2020年)6月2日

一般社団法人滋賀県医師会長
 草津栗東医師会長
 守山野洲医師会長
 甲賀湖南医師会長
 近江八幡蒲生郡医師会長
 東近江医師会長
 彦根医師会長
 湖北医師会長
 高島市医師会長
 大津赤十字病院医師会長
 滋賀医科大学医師会長
 滋賀県病院協会会長
 各病院長

様

滋賀県琵琶湖環境部長

(公印省略)

滋賀県健康医療福祉部長

(公印省略)

滋賀県農政水産部長

(公印省略)

令和2年度農薬危害防止運動の実施について(通知)

農薬の危害防止については、従来より格別の御協力をいただいているところですが、近年の食の安全・安心に対する社会の関心は非常に高く、農薬の適正使用と周辺への飛散防止を一層推進する必要があります。

農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の不適切な管理による誤飲事例、農薬ラベルの確認不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例等が散見されており、今後も引き続き、農薬危害防止の徹底を図る必要があります。

つきましては、別紙「令和2年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領」に基づき、農薬危害防止運動を実施し、農薬の適正な使用および保管管理等の徹底を図ることとしましたので、その趣旨を御理解の上、格別の御配慮をお願いします。

なお、農薬による事故の実態を把握したいので、処置された場合は、別紙様式により所管の保健所を経由して健康医療福祉部薬務感染症対策課あて連絡いただきますよう、併せてお願いします。

別紙様式

薬品（薬物）中毒届

性別		年齢	歳
患者住所地市町名	市 郡町		
中毒発生年月日	令和 年 月 日		
発生場所			
中毒の原因	服毒 誤飲 使用中の事故 その他（ ）		
中毒発生時の状況			
中毒薬品（薬物） 名および服用量			
同入手経路			
診断年月日	令和 年 月 日		
中毒の程度	軽症 中等症 重症		
症状および処置			
転帰年月日	令和 年 月 日		
転帰の種類	死亡 治癒 転出 その他（ ）		
備考			

上記により届出します。

令和 年 月 日

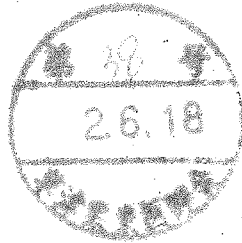
病院・診療所所在地：

名 称：

診断医師名：

（あて先）

保健所長



令和2年6月12日

草津栗東医師会長 様

滋賀医科大学医学部附属病院

病 院 長 田中 俊宏

患者支援センター長 漆谷 真

制限していた手術、処置、検査、内視鏡等の再開について

平素より当院の運営に多大なご協力を賜り、誠に有り難うございます。

さて、制限を設けていた手術、処置、検査、内視鏡等について、別紙のとおり、再開させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

県内の主な病院・診療所様には同通知を郵送しておりますが、貴医師会から会員の先生方にお知らせいただけましたら幸甚です。

関係機関の皆様方にはご迷惑、不自由をおかけいたしました但、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

＜本件に関する問い合わせ先＞

滋賀医科大学医学部附属病院患者支援センター
(医療サービス課地域医療連携係)

事務担当：TEL 077-548-2513

メール hqchiiki@belle.shiga-med.ac.jp

令和2年6月12日

医療機関関係者 各位

滋賀医科大学医学部附属病院

病 院 長 田中 俊宏

患者支援センター長 漆谷 真

制限していた手術、処置、検査、内視鏡等の再開について

平素より当院の運営に多大なご協力を賜り、誠に有り難うございます。

ご存知のとおり、国内での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する非常事態宣言が5月25日に解除されました。

つきましては、4月16日付けで当院よりお知らせさせていただきました「**緊急性の低い手術、処置、検査、内視鏡等の実施延期について**」を裏面のとおりの6月15日（月）より解除し再開させていただきます。しかしながら、今後の状況等によっては再度制限を設ける可能性がございますので、ご了承ください。

なお、COVID-19 院内感染等を防ぐため、当院では患者さんの受入れについて、以下のとおりとしています。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・新患者さんの受け入れは、紹介状のある方に限らせていただきます。
- ・ご来院の際に付き添いのご家族様等がいらっしゃる場合は、病院施設内3密の状況を防ぐため、必要最低限の人数とさせていただきます。
- ・受入れ判断のために、お問合せや診療情報提供書の追加送付依頼を差し上げたり、お返事をするまでにお時間をいただく可能性がございます。予めご了承ください。

当院の種々の制限によりまして、関係各所の皆様方には大変ご不自由をおかけいたしました。お詫び申し上げますとともに、ご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

【制限を解除し再開となる手術、検査等の例（診療科別）】

診療科	延期・中止となる手術、検査等	お問合せ先
循環器内科	緊急性の低い心房細動へのアブレーション治療 →制限解除 ※詳細 別添 1 参照	077-548-2540
呼吸器内科	呼吸機能検査、気管支鏡検査 →制限解除 ※詳細 別添 2 参照	077-548-2540
消化器内科	上部・下部消化管内視鏡検査（胃カメラ・大腸カメラ） →制限解除	077-548-2544
脳神経内科	末梢神経障害や筋疾患の診断で行う神経伝導検査や筋電図、てんかん患者に対する脳波検査、舌や頸部の筋電図、脳波における過呼吸負荷など →発熱や渡航歴、感染者との濃厚接触について確認したうえで、すべて実施。 ※詳細 別添 3 参照	077-548-2588
消化器・乳腺一般外科	肥満外科手術、成人鼠径ヘルニア（症状が軽微なもの）に対する手術、小児における陰嚢水腫および移動性精巣に対する手術 →全て再開（但し術前に PCR 検査を受検）	077-548-2556
脳神経外科	経鼻神経内視鏡手術（数か月延期が可能な症例） →制限解除（但し術前に PCR 検査を受検）	077-548-2588
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科の待機手術と内視鏡検査（悪性腫瘍、合併症の危険のあるもの、病状が悪化するものを除く） 嗅覚味覚機能検査、嚥下機能検査、めまい平衡機能検査と聴覚機能検査の一部 →制限解除（術前に PCR 検査を受検） ただし、嗅覚味覚機能検査は制限あり	077-548-2573
放射線科（部）	緊急性の低い CT、MR、核医学検査 →制限解除	077-548-2579
歯科口腔外科	エアロゾルが発生するすべての外来手術・中央手術（抜歯手術、歯根尖手術顎変形症手術、嚢胞摘出手術等） →※詳細 別添 4 参照	077-548-2583
その他	健診・定期実施、鑑別目的のスクリーニング等 →各診療科へ事前にお問い合わせください。	

<本件に関する問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院患者支援センター
（医療サービス課地域医療連携係）

事務担当：TEL 077-548-2513

メール hqchiiki@belle.shiga-med.ac.jp



別添 1

国立大学法人

滋賀医科大学

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
Tel. 077-548-2213 Fax. 077-543-5839

[内科学講座(循環器内科)]

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

SETA TSUKINOWA-CHO, OTSU, SHIGA 520-2192 JAPAN

TEL: +81-77-548-2213 FAX: +81-77-543-5839

Division of Cardiovascular Medicine, Department of Internal Medicine

令和2年6月12日

関連病院各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、滋賀医科大学医学部附属病院・循環器内科では院内感染を防ぐ必要性から診療の一部に制限を設けておりましたが、新型コロナウイルス感染症について、5月25日付けで全国の緊急事態宣言が解除されたこと、関連学会からの勧告も緩和されたことを受け、以下のように制限を変更（緩和）させていただきます。

制限を緩和する処置名：「心房細動への待期的アブレーション治療」

説明

- ア) 心房細動アブレーションについては、CT・胸部レントゲンでの肺野所見の確認のうえ、フェイスシールド・ゴーグル、サージカルマスクの着用など飛沫感染防御を十分にほどこして施行させていただくこととします。これは、日本不整脈心電学会の勧告にも合致したものです。
- イ) 心房細動以外の不整脈へのアブレーション治療や、虚血性心疾患へのPCI、末梢動脈疾患へのPTA、大動脈弁狭窄症へのTAVIは従来どおり行います。
- ウ) 新型コロナウイルス患者ではない重症循環器内科疾患は緊急症例を含め受け入れさせていただきます。

お問い合わせは下記連絡先まで頂きますようお願い申し上げます。

敬具

滋賀医科大学 医学部 内科学講座 循環器内科

教授 中川 義久

医局長 小澤 友哉

Tel 077-548-2213



別添 2

国立大学法人

滋賀医科大学

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
Tel. 077-548-2212 Fax. 077-548-2212

[内科学講座(呼吸器内科)]

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

SETA TSUKINOWA-CHO, OTSU, SHIGA 520-2192 JAPAN

TEL: +81-77-548-2212 FAX: +81-77-548-2212

Division of Respiratory Medicine, Department of Internal Medicine

令和 2 年 6 月 12 日

関係医療機関各位

呼吸器内科よりのお知らせ

平素より滋賀医科大学医学部附属病院 呼吸器内科の診療にご支援いただき有難うございます。

さて、当科では新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、日本呼吸器学会や日本呼吸器内視鏡学会からの指針に従い不急の呼吸機能検査や気管支鏡検査の延期を行っておりました。

しかし、滋賀県を含む全国で緊急事態宣言が解除され、また、当院におきましても院内 PCR 検査の態勢などが整ってきたことから、新型コロナウイルス感染症に対する対策を十分にとりつつ、延期を行っておりました呼吸機能検査や気管支鏡検査を再開させていただきます。

これまでの 2 ヶ月間大変ご迷惑をおかけいたしました。今後も滋賀医科大学医学部附属病院 呼吸器内科は患者さんや医療従事者への感染拡大を防ぎつつ、特定機能病院としての役割を果たして参ります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

滋賀医科大学医学部附属病院

呼吸器内科 教授

中野 恭幸



Department of Neurology

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

SETA TSUKINOWA-CHO, OTSU, SHIGA 520-2192 JAPAN

TEL: +81-77-548-2111 FAX: +81-77-548-2160

国立大学法人

滋賀医科大学

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
Tel. 077-548-2111 Fax. 077-548-2160

内科学講座 脳神経内科

医療施設関係者各位

脳神経内科から検査再開のお知らせ

平素より滋賀医科大学医学部附属病院 脳神経内科のご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、4月16日付で本学よりお送りした文書にて、COVID-19 感染拡大予防の観点から、検査室の密閉性の高い検査について実施を延期させていただいておりましたところでございます。先生方には大変ご不便とご不自由をおかけしたことをお詫びするとともに、ご理解とご協力に心より感謝いたしております。

非常事態宣言解除に伴い、神経筋疾患に対する末梢神経伝導検査や筋電図、てんかん患者に対する脳波検査を再開させていただきますので、該当する患者様がおられましたらご紹介ください。尚、検査当日は問診と体温測定を行い、検査の際はマスク着用をお願いいたたく存じます。COVID-19の感染リスクが高いと考えられる場合は、検査を中止延期させていただく可能性があることをご了解いただけますと幸いです。

新たな感染症の克服に臨みつつ、県内唯一の大学病院脳神経内科として先生方のお役に立てるよう尽力してまいります所存でございます。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和2年6月12日

滋賀医科大学医学部附属病院

脳神経内科

教授・診療科長 漆谷 真



国立大学法人

滋賀医科大学

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
Tel. 077-548-2354 Fax. 077-548-2347

[歯科口腔外科学講座]

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

SETA TSUKINOWA-CHO, OTSU, SHIGA 520-2192 JAPAN

TEL: +81-77-548-2354 FAX: +81-77-548-2347

[Department of Oral & Maxillofacial Surgery]

2020 年 6 月 12 日

歯科口腔外科における手術の制限緩和についてのお知らせ

平素より滋賀医科大学医学部附属病院 歯科口腔外科にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴い、当科では緊急を要する悪性腫瘍・外傷・蜂窩織炎以外の処置を延期させていただいておりましたが、その間に当院では院内で PCR 検査を行う体制を整備しました。院内 PCR 検査の場合、検査結果が出るまでの日数が短縮され、より感染予防効果が期待できます。

そのため、当科では、6 月 1 日から 8 割程度の全身麻酔管理手術を再開しております。手術に際しては、事前に PCR 検査及び胸部 CT 撮影を行った上で手術を行います。

また、外来手術（智歯抜歯手術など）におきましても 6 月 15 日より事前に PCR 検査を行った上で手術を行います。周術期口腔機能管理や外来診療についても段階的に再開していく予定にしております。

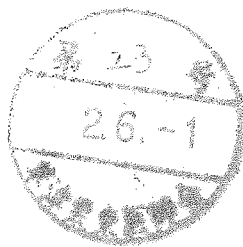
ご紹介いただく患者さんに事前に PCR 検査および胸部 CT 検査を実施させていただくことで、安心して安全に手術を受けて頂けるよう体制を整えておりますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

滋賀医科大学医学部附属病院 歯科口腔外科

教授 山本 学

外来医長・病棟医長 越沼 伸也

令和2年5月29日



各地域職域医師会長 様
滋賀県歯科医師会長 様

滋賀医科大学医学部附属病院

病院長 田 中 俊 宏

【 公 印 省 略 】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催中止について

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病診連携の一層の推進を図るため毎年開催しております標記意見交換会を、今年度は10月22日（木）に開催予定しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況を鑑み、関係者の健康・安全を最優先に考え、やむを得ず開催中止の運びとなりましたことを、ご連絡申し上げます。

ご面倒をお掛けいたしますが、会員の皆様へのご周知を宜しくお願い致します。

毎回、貴重なご意見をいただく大切な機会を中止とせざるを得ないことは、誠に不本意でございますが、何卒ご理解賜りますよう、また、今後とも、倍旧のご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら COVID-19 感染状況の一刻も早い収束と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

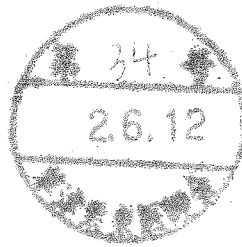
<お問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院

患者支援センター 田中 明博

TEL : 077-548-2513

FAX : 077-548-2815



守国年第 368 号
令和 2 年 6 月 8 日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

守山市健康福祉部長
(公 印 省 略)

守山市子ども医療費の助成制度拡大について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、福祉医療行政の円滑な推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、現在中学 3 年生までの入院費に対する医療費の助成を行っておりますが、更なる少子化対策や子育て支援を図る観点から、下記のとおり令和 2 年 10 月診療分より、小学校 1 年生から 3 年生までの子どもを対象に通院に係る医療費の助成を行ってまいります。

医療関係者の皆様におかれましては、制度の詳細内容につきましてご了知いただくとともに、当該事業の円滑な実施にご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

小学 1 年生から 3 年生まで

2. 実施時期

令和 2 年 10 月 1 日（令和 2 年 10 月診療分から）

3. 自己負担金について

通院：自己負担有（1 診療報酬明細あたり 500 円、調剤は自己負担無）

入院：自己負担無

※保険診療外の患者負担額、高額療養費・附加給付金相当額は対象外。

4. 助成方法

医療機関での受給券の提示による現物給付

守山市役所健康福祉部国保年金課

福祉医療担当 武友・金子

TEL：077-582-1120 FAX：077-583-3911

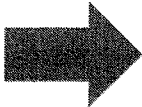
守山市 子ども医療費の助成制度拡大について

守山市では、小中学生については入院医療費のみを対象に、償還払による助成を行っていましたが、さらなる子育て支援を図るため、令和2年10月診療分から下記のとおり制度の拡大を行います。

- ① 小学1年生から3年生(当該年度中に満7歳・8歳・9歳になる人)については、入院・通院の両方を対象に、現物給付による助成を行います。
- ② 母子家庭、父子家庭の福祉医療費助成を受けている人のうち、小学1年生から3年生で、かつ「自己負担有」の人については、入院の自己負担分を市が助成することにより、「通院のみ自己負担有」とします。

※制度の内容については、平成29年10月に実施された草津市制度ならびに令和2年4月より実施された栗東市の制度と同じです。

現行制度		
年齢	通院	入院
7歳(小1)から 15歳(中3)	助成なし	償還払い (自己負担無)



令和2年10月診療分から		
年齢	通院	入院
10歳(小4)から 15歳(中3)	助成なし	償還払い (自己負担無)
7歳(小1)から 9歳(小3)	現物給付 (自己負担有)	現物給付 (自己負担無)

〈母子家庭・父子家庭への助成 …これらの助成資格を有し、かつ小学1年生から3年生の人について…〉

【現行制度】	
扶養義務者の課税状況によって、自己負担の有無を判定 …区分は次の2種類	
① 基準所得を超えない場合	入院、通院とも自己負担無
② 基準所得を超える場合	入院、通院とも自己負担有
(※)自己負担金	入院：1日あたり1,000円(月額14,000円限度) 通院：1診療報酬明細書当たり 500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)



【令和2年10月診療分から】	
対象者が小学1年生から3年生で、かつ基準所得を超えている場合は、「通院のみ自己負担有」となるように助成を行います。※基準所得を超える世帯の「小1から小3」には、新たな福祉番号を付番します。 …制度ごとの区分は次の3種類	
① 基準所得を超えない場合	入院、通院とも自己負担無
② 基準所得を超える場合(小1～小3以外)	入院、通院とも自己負担有
【新】③ 基準所得を超える場合(小1～小3)	入院は自己負担無、通院は自己負担有

＜制度の整備内容＞

制度内容	制度種類	令和2年10月以降 新規福祉番号	自己負担	
			入院	通院
①小学1～3年生（当該年度中に満7歳・8歳・9歳になる人）について、入院・通院の両方を対象に、現物給付による助成を行います。	子ども医療（市制度）	40259079	無	有
②母子家庭・父子家庭の福祉医療費助成を受けている人のうち、小学1～3年生で、かつ「自己負担有」の人については、入院の自己負担分を市が助成することにより、「通院のみ自己負担有」とします。	母子家庭（県制度）	43253079	無	有
	父子家庭（県制度）	44253078	無	有
	母子・父子家庭（市制度）	49255078	無	有

※現在、母子家庭・父子家庭における福祉受給券（福祉番号 43251073・44251072・49253073）を持っている小学1～3年生については、「福祉番号 40259079」の受給券ではなく、『福祉番号 43253079・44253078・49255078』の受給券を令和2年 10 月1日付けで交付する

＜制度概要＞

実施時期	◎令和2年10月1日（予定） 令和2年10月診療分から	対象者	① 小学1年生～3年生 ② 母子家庭・父子家庭で小学1年生～3年生、かつ「自己負担有」※①より②を優先する。
所得制限	◎なし	居住要件	◎なし
助成方法	◎現物給付	助成範囲	◎通院：自己負担有（※1）、入院：自己負担無 ※1・・・1診療報酬明細あたり500円、調剤は自己負担無。 * 保険診療外の患者負担額、高額療養費・附加給付金相当額は対象外。
受給券	①子ども医療（新規交付。受給券の色：オレンジ色） ②母子家庭・父子家庭で小学1～3年生、かつ「自己負担有」 （既受給者の受給券を差し替え。令和2年8月年次更新時に、受給券の有効期限を令和2年9月30日までとしておき、令和2年10月1日からの受給券を交付する。受給券の色：ピンク色） ※①、②いずれも、受給券の「自己負担金」欄は、入院・通院の2段書きとする。 自己負担金 有 (無) 自己負担金 が「有」の場合には、 守山市福祉医療費助成 条例別表に定める以下の 自己負担金が必要です。 入院：1日あたり1,000円 （月額14,000円程度） 通院：1診療報酬明細 当たり500円 （ただし、調剤報酬明細書 には適用しない） ➡ 自己負担金 入院 通院 無 有：1診療報酬明細 当たり500円 （ただし、調剤報酬明細 書には適用しない）		



滋 交 対 第 17 号
令和2年(2020年)5月18日

滋賀県交通対策協議会
各推進機関・団体の長 様

滋賀県交通対策協議会
会長 三日月 大造
(公 印 省 略)

「令和2年夏の交通安全県民運動」の実施について（通知）

平素は、交通安全対策の推進に格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記運動について、別添令和2年夏の交通安全県民運動実施要綱により実施することになりましたので通知します。

貴機関・団体におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意いただきながら効果的な活動を展開していただきますよう格別の御配慮をお願いします。

滋賀県土木交通部道路保全課交通安全対策室
副主幹 石谷 洋基
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電 話 077-528-3682
FAX 077-528-4903
E-mail ishitani-hiroki@pref.shiga.lg.jp

令和2年夏の交通安全県民運動実施要綱

(滋賀県交通対策協議会)

1 実施期間

令和2年7月1日（水）から7月10日（金）までの10日間

2 目的

本運動は、夏季の行楽シーズンに向けて交通量が増加するほか、夏休みに伴い、自宅周辺などでの子どもたちの活動が活発化するこの時期において、道路を利用する全ての人、特に高齢者や子どもが被害となる交通事故を未然に防止するため、県民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに関係機関・団体が、広報・啓発・交通安全教育活動を展開し、県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 推進機関・団体は、連携を密にして、交通の状況や地域の特性に適應した具体的な実施計画を定め、地域・職域・家庭が一体となった「県民総ぐるみ」の活動を展開します。
- (2) 推進機関・団体は、管内の機関・団体等に具体的な実施方策を徹底するほか、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、広報紙（誌）、広報車、社内放送、インターネット等の各種広報媒体を活用して広報啓発を推進し、運動の周知を図ります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を優先して、3密（密閉・密集・密接）となる活動は回避する。

4 運動の重点

- (1) 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転・過労運転の根絶
- (5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進
- (6) 「あおり運転」「ながら運転」の防止

5 運動の重点に対する実践事項

- (1) 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
 - ア 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路（キッズ・ゾーン等）における幼児・児童の安全確保
 - イ 夏休み期間における子どもの交通事故を防止するため、園児・児童および保護者に対する交通ルールやマナー指導の徹底
 - ウ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
 - エ 高齢者と子どもを対象とした実践体験型の交通安全教室の開催
 - オ 高齢者と子どもを守る「思いやり、ゆずりあい運転」の励行
 - カ 高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
 - キ 高齢ドライバーに対する加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育および広報活動の推進
 - ク 70歳以上の運転者に対する高齢者マーク（高齢運転者標識）の使用促進と高齢者マ

ークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

ケ 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発

コ 運転免許証自主返納高齢者支援制度および自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(2) 自転車の安全利用の推進

ア 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底

イ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

ウ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

エ 重大事故につながる二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用の危険性の周知徹底

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底

イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進

ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法およびハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

(4) 飲酒運転・過労運転の根絶

ア 県民全体で「飲酒運転をしない、させない、ゆるさない」環境づくりと気運の醸成

イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底およびハンドルキーパー運動への参加促進

ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進

エ 飲酒運転に対する刑事的、民事的責任を周知させる広報・啓発活動の実施

オ 夏特有の熱中症、夏バテなどの影響による過労・疲労運転を防止する広報・啓発活動の実施

(5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進

ア 横断歩道における歩行者優先の徹底

イ 令和2年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱で定める「横断歩道利用者ファースト運動」の周知徹底

ウ 信号機のない横断歩道に付随する標識標示（特にダイヤモンド）等の再認識と周知徹底

エ 横断歩道横断時における安全確認の周知徹底

オ 横断歩道横断時を含めた道路横断中の事故形態の周知、特に歩行者から見て左側から近づく車両に対する安全確認の徹底

(6) 「あおり運転」「ながら運転」の防止

ア 「あおり運転」の悪質性・危険性を理解させるなど、「あおり運転」をさせない運転者教育の推進

イ 「あおり運転」を受けたときの対処方法の周知徹底

ウ 令和元年12月1日より道路交通法が改正され、携帯電話の使用にかかる罰則が強化されたことから、「ながら運転」の危険性と罰則強化の周知徹底

6 運動の重点に対する呼びかけ事項

(1) 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止

○運転者は、

- ・高齢者や子どもを見かけたら、徐行または一時停止するなど、その行動に十分気を付けて運転しましょう。
- ・思いやり、ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。
- ・自分の運転特性を認識し、飛び出し等があるかもしれないという意識を持って防衛運転しましょう。
- ・高齢者マークを表示している車に対して、無理な割り込み等をせず、思いやりを持った運転をしましょう。
- ・できる限り通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路（キッズ・ゾーン等）を避けて通行しましょう。

○高齢ドライバーは、

- ・車を運転するときは、高齢者マークを車の前後につけましょう。
- ・慣れない道路を走行する際は、しっかりと標識を確認し、交通ルールを守り安全運転に努めましょう。

○家庭では、

- ・外出する高齢者や子どもに対し、身近に起きた交通事故を例にして、安全な道路の横断方法、通行方法などについて「ひと声」かけましょう。
- ・歩行者・運転者それぞれの立場における日常の交通安全対策について、家族で話し合いましょう。
- ・夜間、不要不急な外出は避けるようにしましょう。
- ・免許証の自主返納高齢者支援制度を理解し話し合うほか、会合や集会等の機会において、その周知に努めましょう。

○地域・職域では、

- ・会合、集会等の機会に、高齢者や子どもを守る交通安全を呼びかけましょう。
- ・交通危険箇所における安全点検や、危険箇所の情報共有のほか、高齢者や子どもの保護誘導活動を積極的に行いましょう。
- ・朝礼、会議等の機会に、車を使用する従業員に対して交通法令の遵守と、高齢者や子どもを見かけた際の注意事項等を説明しましょう。
- ・自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発をしましょう。

(2) 自転車の安全利用の推進

○自転車利用者は、

- ・「自転車は車の仲間」であることを認識し、車と同じように交通ルールを必ず守りましょう。

- ・自転車安全利用五則を守りましょう。

※自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【自転車が歩道を通行できる場合】

★道路標識、標示により通行できるとされている場合

★幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合

★道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき

★著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

・矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の安全な通行を促すものです。自転車は、矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。

・「スマホや携帯電話を使いながらの運転」や「イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転」のような「ながら運転」は絶対にやめましょう。

○家庭では、

・高齢者や子どもにはヘルメットを着用させましょう。

・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等への加入が義務化されているため、条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険等に加入しましょう。

○地域・職域では、

・歩行者、自転車の安全確保について理解を深めるための「参加・体験・実践型の交通安全教室」を開催しましょう。

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○運転者は、

・「車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシート」という着用習慣を身につけましょう。

・近距離の移動においても、必ずシートベルトを着用しましょう。

・子どもには体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう。

○家庭、地域、職域では、

・車で出かける家族に、シートベルト、チャイルドシートの着用について「ひと声」かけましょう。

・多人数で乗車する時には、全ての座席でシートベルトの着用を徹底しましょう。

(4) 飲酒運転・過労運転の根絶

○運転者は、

- ・飲酒運転は犯罪であることを認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

- ・お酒の出る会合には、車を運転して行かないようにしましょう。

- ・熱中症や夏バテ等により体調のすぐれない時は運転を控え、運転に疲れを感じたら早めに休憩を取りましょう。

○家庭では、

- ・車を運転する家族には、お酒を勧めないようにしましょう。

- ・飲酒による運転への影響や、飲酒運転事故による生活への影響（罰金や民事訴訟など）について考えるほか、飲酒運転を「しない・させない」ために、家族でできることはなにか（お店への送迎など）について、家族で話し合ひましょう。

○地域・職域等では、

- ・車を運転する人には、お酒を勧めないことを徹底しましょう。

- ・朝礼、会合等の機会に、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合ひましょう。

- ・積極的に「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう。

- ・飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」ように呼びかけましょう。

(5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進

○運転者は、

- ・「横断歩道上における歩行者の通行を妨害する行為は道路交通法違反」であることを再認識し、特に信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

- ・信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示（ダイヤモンド）や道路標識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。

- ・運転者から見て、道路を右から左に横断する歩行者と衝突する事故形態が多いことから、特に右から道路を横断する歩行者に注意しましょう。

○歩行者は、

- ・道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認と、車が停止してから横断を始めましょう。

- ・道路を渡り始めて右からの車に注意している間に、左から車が近づいている場合があります。道路を渡り始めてからも再度左右を確認し、渡り始めとは反対側（左側）の車に注意しましょう。

- ・横断歩道に接近する車両に対して、可能な限り手を挙げるなど横断する意思表示をしっかりとしましょう。

- ・道を譲ってくれたドライバーに対して、可能な限りお辞儀するなど感謝の意思表示をし、ドライバーと歩行者が気持ちよく道路を利用しましょう。

(6) 「あおり運転」「ながら運転」の防止

○運転者は

- ・「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

車を運転するときは、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

※いわゆる「あおり運転」等は、重大な交通事故に繋がる悪質・危険な行為です。

また、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反のほか、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）や刑法の暴行罪、強要罪に該当することがあります。（警察庁HP参照）

- ・「ながら運転」は、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る危険な行為ですので、絶対やめましょう。

- ・昨年12月1日から道路交通法の一部改正により「ながら運転」が厳罰化された事態を重く受け止め、運転中に操作しないという基本的なマナーを徹底しましょう。

○「あおり運転」をされたドライバーは

- ・サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難し、ためらうことなく110番通報しましょう。
- ・警察にトラブルの状況等を正確に伝えましょう。
- ・相手が降りてくる場合があることから、ドアはしっかりロックしましょう。
- ・相手に脅されたり、挑発されても車外に出ないようにしましょう。

7 その他

本運動は、1に掲げる期間とするが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から県内の小中学校等が長期休校し、夏休み期間の短縮や土曜授業の実施等も全国的に検討されていることから、この機を捉えた子どもや保護者等に対する交通安全教育について、実効性のあるものとなるよう努めるものとする。

夏の交通安全県民運動

令和2年 7月1日(水)～7月10日(金)

令和2年度
滋賀県交通安全スローガン

速さより
マナーで競う
湖国道

あせらずに
あおる心に
ブレーキを

同じだよ
自転車、車、
左側



運動の重点

- 1 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転・過労運転の根絶
- 5 横断歩道利用者ファースト運動の推進
- 6 「あおり運転」「ながら運転」の防止

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全体交通安全対策室 TEL 077(528)8682



令和2年夏の交通安全県民運動

高齢ドライバーを含む

高齢者と子どもの交通事故防止

2019年中の高齢ドライバーを含む高齢者（65歳以上）と子どもの交通事故の発生状況です。

全死者数に占める高齢者の割合が高く、また、幼い子どもが被害となる交通事故が発生しました。

2019年中の交通事故

- ・全交通事故死者のうち高齢者が49.1%を占める（57人中28人が高齢者）
- ・高齢ドライバーが第一当事者となる事故の死者が増加（死者12人 前年比+5人）
- ・子ども（中学生以下）の交通事故死者が増加（死者5人 前年比+4人）

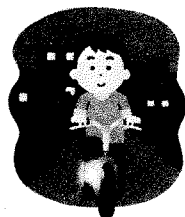
※昨年5月8日、大津市の県道で多数の負傷者を含む2名の幼い命が奪われる痛ましい死亡事故が発生



自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



自転車利用の安全確保

平成28年に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等の加入が義務化されました。

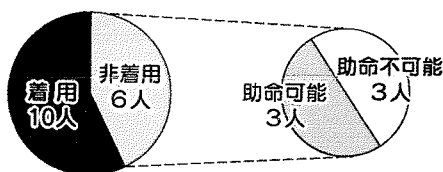
条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険等に加入しましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

2019年中の自動車乗車中の死者16人のうち、シートベルト非着用は6人でした。そのうち、3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

- ・車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシートという着用習慣を身につけましょう。
- ・近距離の移動においても、必ずシートベルトを着用しましょう。
- ・子どもには体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう。

2019年中 自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況



飲酒運転・過労運転の根絶

「飲酒運転は犯罪」

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。

2019年中の飲酒運転による人身事故は36件発生し、3人が死亡、47人の方がけがをされました。

飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。

		点数	罰則
酒酔い運転		35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	25	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.15以上0.25未満	13	

※上記0.25および0.15は、呼气1リットル中のアルコール量(mg)

「過労運転は重大事故に直結」

長距離、長時間運転などで疲れや眠気があるとき、また、熱中症や夏バテ等で体調がすぐれないときは、運転を差し控えるか、運転を中止して安全な場所で休憩を取りましょう。



横断歩道利用者

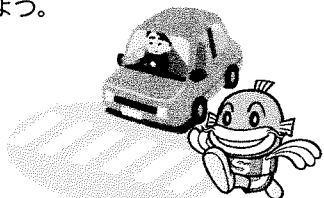
ファースト運動の推進

滋賀県は、11.3パーセント!!

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における一時停止状況について、2019年にJAFが調査した結果、全国平均は17.1%に対して、滋賀県は、11.3%と全国平均を下回っています。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」と定めています。ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通過するとき、歩行者がいなかったと確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りましょう。

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の路面標示（ダイヤモンド）や道路標識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。



「あおり運転」「ながら運転」の防止

「あおり運転」は重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

車を運転するときは、周りの車の動きに注意し、十分な車間距離を保つ等、心にゆとりを持って運転しましょう。

また、「あおり運転」をされたドライバーは、サービスエリア等、交通事故に遭わない場所へ避難後、ためらうことなく110番通報し、ドアはしっかりロックしましょう。

令和元年12月1日から道路交通法の一部改正により携帯電話を使用しての運転「ながら運転」が厳罰化されました。車を運転するときは、携帯電話に気を取られることなく、運転に集中しましょう。

違反点		罰則	反則金	保持
保持	3点	6月以下の懲役または10万円以下の罰金		
交通の危険	6点	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	反則金	保持

大型車	2万5000円
普通車	1万8000円
二輪車	1万5000円
原付車	1万2000円

草津栗東医師会・行事予定表

令和2年 7月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	水			
2	木			
3	金			
4	土	囲碁同好会	14:00～	医師会会議室
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土	囲碁同好会	14:00～	医師会会議室
		WATCH in Shiga 2020	14:00～20:00	ピアザ淡海
12	日			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木	地域職域医師会会長会議	pm 2:30～	滋賀県医師会
17	金			
18	土	7月理事会	14:00～15:30	医師会会議室
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土	7月例会	14:00～15:00	サンサンホール3F
		診療科紹介(草津総合病院 頭頸部外科・甲状腺外科)	15:00～15:30	
26	日	ゴルフ同好会		信楽CC
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			